

# 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第6期）（概要）

## 1 政治資金監査に関する具体的な指針等について

### （これまでの取組）

- ・ 「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号。以下「改正法」という。）に政治資金監査の強化が盛り込まれたこと等を踏まえ、令和7年9月に政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）を改定。
- ・ 政治資金監査マニュアルの改定に併せて、令和7年12月に政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト、政治資金監査に関する具体的な指針に係る補足説明並びに政治資金監査に関するQ&Aを改定。

### （今後の方向性）

- ・ 政治資金監査マニュアルについては、今後の法改正等、政治資金監査制度の運用状況及び登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、引き続き必要な見直しを行っていくことが適当。
- ・ 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、引き続き、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）の見解の表明や政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進、政治資金監査に関するQ&Aの充実等を行っていくことが適当。

## 2 政治資金適正化委員会が実施する研修について

### （これまでの取組）

- ・ 登録時研修及びフォローアップ研修の実施状況（令和5年度～令和7年度）

種類		方式	開催回数・実施期間	受講者数
登録時研修		集合研修※	27回	149人
		個別研修	103回	103人
		リモート研修	9月～1月	146人
研修 フォ ロー ア ップ	実務向上研修	集合研修	27回	986人
		個別研修	15回	15人
		リモート研修	9月～1月	743人
	再受講研修	集合研修	27回	198人
		個別研修	0回	0人
		リモート研修	9月～1月	218人

※要望研修は要望がなかったため実施せず。

- ・ 改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査への円滑な移行のため、新たに「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修」（以下「新制度研修」という。）の実施を決定し、新制度研修に係る実施要領を策定。令和8年度においては、当該研修を重点的に実施することとし、フォローアップ研修は実施しないことを決定。

### （今後の方向性）

- ・ 政治資金監査制度の安定的運用には当委員会が実施する研修の充実が欠かせないことから、登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修・個別研修・リモート研修の各研修方式を実施していくことが必要。
- ・ 令和8年度は、新制度研修を重点的に実施する必要があるとあり、登録政治資金監査人が、改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査に関する専門的知識を修得した上で、政治資

金監査を実施できるよう、研修内容の充実を図るとともに、各士業団体とも連携し、登録政治資金監査人に新制度研修への受講を促す効果的な取組を行うことが必要。

- 令和9年度以降の新制度研修の実施の要否、実施の場合における集合研修の開催規模等については、登録政治資金監査人の当該研修に係る受講状況等を見極めた上で判断することが必要。また、令和9年度以降のフォローアップ研修についても、令和9年度以降の新制度研修の実施の有無等を踏まえ、再開の検討を行うことが必要。

### 3 登録政治資金監査人の登録について

#### (これまでの取組)

- 登録者数 5, 164人 (うち登録時研修修了者5, 055人 (97.9%))  
 ※令和8年3月末現在  
 ※国会議員関係政治団体数 2,960団体(令和6年分の収支報告書の提出義務がある団体数)
- 有資格者への周知・広報に注力し、関係士業団体が主催する研修等で、これから登録政治資金監査人になろうとする公認会計士又は税理士向けに政治資金監査制度の概要等を説明するとともに、登録政治資金監査人への登録について積極的に働きかけを実施。

#### (今後の方向性)

- 政治資金監査制度を安定的に運用していくために必要な登録政治資金監査人数は確保できているものの、登録政治資金監査人の平均年齢が上昇していることや、登録政治資金監査人の登録者数の増加が鈍化傾向にあること等を踏まえると、今後、登録政治資金監査人の高齢化が進むとともに登録者数が減少傾向に転じるおそれがあることから、登録政治資金監査人の新規登録者を増やす取組を図っていくことが必要。そのために、関係士業団体とも協力し、様々な機会において、登録政治資金監査人制度について積極的な周知・広報を行っていくことが必要。

### 4 政治資金監査の質の向上について

#### (これまでの取組)

- 政治資金監査の更なる質の向上を図るための具体的な取組として、①登録政治資金監査人に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを設け、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施。
- 個別の指導・助言の実施件数

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数		
	令和4年分	令和5年分	令和6年分
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	8人	3人	7人
(イ) 収支報告書に係るもの	39人	24人	38人
純計※	44人	27人	41人

※一人で同一年度において両方の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外した数値。

#### (今後の方向性)

- 改正法の施行により、政治資金監査において確認する事項が追加されたこと等を踏まえ、個別の指導・助言の取組は、第6期政治資金適正化委員会の最終年度(令和7年度)で審議を行う令和6年分の収支報告書(定期分)に係る取組をもって当面は休止し、新制度研修を重点的に実施することにより、政治資金監査の質の確保を図ることが適当。
- 個別の指導・助言の取組を含む政治資金監査の質の向上のあり方については、第7期政治資金適正化委員会において、当該研修等で寄せられる意見や改正法の施行状況等を踏まえ、新たに検討を行うことが適当。